

久留米自動車工科大学校学則

学校法人久留米工業大学

専門学校 久留米自動車工科大学校

専門学校 久留米自動車工科大学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は教育基本法、学校教育法及びその他の教育に関する諸法令に基づき、高等学校教育の基礎の上に専門の知識・技能の教育を行い社会に有用な技術者を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、専門学校 久留米自動車工科大学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、福岡県八女郡広川町大字新代 1428 番地の 21 に置く。

第2章 課程・学科・修業年限・定員及び休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課程名	昼夜別	学 科 名	修業年限	入学定員	総 定 員
工 業 専 門 課 程	昼	一級自動車工学科	4 年	25 名	100 名
		二級自動車工学科	2 年	75 名	150 名
		車体整備工学科	3 年	25 名	75 名
		合 計		125 名	325 名

(学年・学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は、次のとおりとする。

前 期 4月 1日から8月 31日まで

後 期 9月 1日から3月 31日まで

3 校長は、前項に定める学期の開始日と終了日を臨時に変更することができる。

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 夏季休業日 8月 10日から8月 29日まで

(4) 冬季休業日 12月 24日から1月 5日まで

(5) 春季休業日 3月 21日から4月 8日まで

(6) 開校記念日 10月 13日

2 校長は、臨時に休業日を設け又は休業日を変更することができる。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別表第1(一級自動車工学科)、別表第2(二級自動車工学科)及び別表第3(車体整備工学科)のとおりとする。

2 別表第1、別表第2及び別表第3に定める授業時数の1単位時間は50分とする。

(始業・終業)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

(1) 始業 9時

(2) 終業 16時30分

(教職員組織)

第9条 本校に別表第4のとおり教職員を置く。

2 校長は校務を掌り、所属職員を監督する。

3 前項以外の教職員は、職務に応じてそれぞれの校務を掌る。

第4章 入学・休学・退学等

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、高等学校若しくは中等教育学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は学校教育法施行規則第183条に該当する者とする。

(入学時期)

第11条 本校の入学時期は4月とする。

(入学手続・許可)

第12条 入学手続は次のとおりとする。

(1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し別表第5に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならぬ。

(2) 前号の手続を終了した者に対して、入学試験を行い入学者を決定する。

(3) 本校に入学を許可された者は、指定の期日までに保護者又は保証人が署名のうえ所定の誓約書その他本校が指定する書類を提出し、入学手続を取らなければならない。

(4) 前号に規定する保護者又は保証人は、次の資格を有する者でなければならない。ただし、校長において不適と認めるときは、これを変更させることができる。

ア 本人の父母(兄弟・姉妹)後見人又は縁故者

イ 成年者で独立の生計を営む者

(5) 保護者又は保証人を変更し、又は保護者・保証人の氏名・住所等に変動があったときは直ちに校長に届出なければならない。

(休学・復学)

第13条 学生が疾病その他やむを得ない事由により休学する場合は、医師の診断書又は事由書を添え、保護者又は保証人が署名して校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、その事由を記し保護者又は保証人が署名して校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第14条 願により退学しようとする者は、その事由を記し、保護者又は保証人が署名して校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 15 条 死亡又は行方不明の者は除籍する。

第 5 章 授業の履修の方法及び学習の評価

(授業の履修の方法)

第 16 条 本校において授業の履修の方法は、別に定める。

(科目等履修生)

第 17 条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考のうえ科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

(学生の成績評価)

第 18 条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況を総合的に勘案して行う。

第 6 章 課程修了の認定・卒業・修了・進級及び称号の付与

(課程修了の認定・卒業・修了・進級)

第 19 条 第 18 条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認められた者には、卒業・修了証書を授与する。

3 一級自動車工学科に於いて 2 年から 3 年への進級は、二級ガソリン及び二級ジーゼル自動車整備士試験に合格し、且つ 3 年進級 6 ヶ月以内に合格証書の交付を受けられる者とする。

(称号の付与)

第 20 条 前条により、一級自動車工学科を修了した者には、高度専門士（工業専門課程）の称号（平成 29 年 2 月 28 日新規告示）を、二級自動車工学科を修了した者には、専門士（工業専門課程）の称号（平成 29 年 2 月 28 日変更告示）を、車体整備工学科を卒業した者には、専門士（工業専門課程）の称号（平成 29 年 2 月 28 日新規告示）を付与する。

第 7 章 転学科・編入学

第 21 条 転学科並びに編入学等については、別に定める。

第 8 章 賞罰

(表彰)

第 22 条 学生として表彰に値する行為があったときは、校長は議を経て表彰する。

(懲戒処分)

第 23 条 校長は、本校の規則に違反し、本校の学生の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告・停学・退学とする。

3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命じる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で卒業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 教育の評価・教育法研究等

(資料の作成及び収集)

第24条 工学部部長等は、学生教育の準備・実施及び成果について分析検討し、次年度の学生教育のための資料を作成するとともに、教育に必要な資料を収集するものとする。

(学年の総合評価)

第25条 工学部部長等は、学年の教育終了後、年間の目標達成状況を主体として学年の総合評価（教育成果の概要、科目ごとの成果及び問題点、対策）を作成し管理職会議に諮るものとする。

(教育視察等)

第26条 校長及び校長により指名された者は、教育の実施を把握し、教育を担当する教師に所要の指導監督、勧告又は助言を行い、将来の施策のための資料を得るために教育視察を行う。

また、教育内容及び教育法の改善向上を図るために、教育観察を行う。

2 指名により教育視察・教育観察を実施したものは、その結果を校長に報告するものとする。

(学生の所感)

第27条 学年の終了時、事後の教育に資するため学生の所感を得るものとする。

(追跡調査)

第28条 事後の学生教育に資するため、企業訪問等を活用し、追跡調査を実施するものとする。

(自己点検・評価)

第29条 教育水準の向上を図り、学校の目的及び社会的使命を達成するため、適切な項目を設定し適当な体制を整えて、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(教育法研究会)

第30条 教育技法の向上及び教材の創意工夫のため年1回又は2回教育法研究会を実施するものとする。

第10章 入学金・授業料等及びその他

(入学金)

第31条 本校に入学を許可された者は、入学金を納入しなければならない。

2 入学金は、別表第5のとおりとする。入学金の納入時期及び納入方法については学費等納入金規程、入学金の減免については授業料等減免規程にこれを定める。

ただし、一級自動車工学科又は車体整備工学科に編入学する者で、当該年本校卒業者については、入学金を免除する。

(授業料等)

第32条 学生は、在学期間授業料等を納入しなければならない。

2 授業料等は、別表第5のとおりとする。授業料等の納入時期及び納入方法については学費等納入金規程、授業料の減免については授業料等減免規程にこれを定める。

3 休学中といえども授業料を納入しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めた場合は、願い出によって免除することがある。

4 授業料等の納付を怠り、催促しても納入しない者に対して、校長は退学を命ずる。

(健康診断)

第 33 条 健康診断は毎年 1 回、年度の行事表に定めるところにより実施する。

第 11 章 奨学・育英

(奨学)

第 34 条 本校において人物・学業共に優秀な学生に対して、校長は選考委員会の議を経て選考のうえ、理事長の承認を得て特待生として授業料等の一部を補助することがある。

2 その他特別の事情がある場合は、理事長の承認を得て授業料等の一部を補助することがある。

3 奨学について、必要な事項は奨学・育英規程に定める。

(育英)

第 35 条 校長は、学生に対して育英上必要があると認めるとき、又は特別の事情があると認めるときは、理事長の承認を得て授業料等の一部を補助することがある。

2 育英について、必要な事項は奨学・育英規程に定める。

第 12 章 後援会

(後援会)

第 36 条 学校教育と地域社会の要請との調和を図り、育英の実をあげるため後援会を設ける。

(運営)

第 37 条 後援会の運営は別に定める後援会会則による。

第 13 章 学生寮

(学生寮)

第 38 条 本校には遠隔地の者の入学を容易にし、通学の便を図るために学生寮を設ける。

2 学生寮に関する事項については学生寮規程にこれを定める。

以下 附則省略